

第十二條 行政官廳ハ必要アリト認ムルトキハ當該官吏又

ハ更日ヲシテ本法ニ依リ扶助責任ノ保険ヲ付シ又ハ付ス

ベキ事業ノ行ハル場所ニ臨檢セシムルコトヲ得

第十三條 第三條ノ事業主保険契約ヲ締結セザルトキハ千

圓以下ノ過料ニ處ス

前項ノ過料ニ付テハ非設事件手續法第二百六條乃至第二

百八條ノ規定ヲ準用ス

第十四條 正當ノ事由ナクシテ當該官吏又ハ更日ノ臨檢ヲ

拒ミ、妨ギ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サズ

若ハ處爲ノ陳述ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本法ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

労働者災害扶助法第一條第一項第二號(ハ)ノ工事ニシテ本

法施行前ニ著手(請負ニ依ルモノニ付テハ請負契約ノ締結)

セラレタルモノニ付テハ第三條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

法律第五十六號(昭和六年四月二日公布)

労働者災害扶助責任保険特別會計法

第一條 労働者災害扶助責任保険法ニ依ル労働者災害扶助

責任保険事業ヲ經營スル爲特別會計ヲ設置シ其ノ歳入ヲ

以テ其ノ歳出ニ充ツ

第八條 政府ハ毎年本會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製歳入歳出

ノ總額算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スベシ

第九條 本會計ノ毎年度歳出豫算ニ於ケル事業費ノ支出殘

額ハ之ヲ翌年度ニ繰越使用スルコトヲ得

第十條 本會計ノ收出支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ

定ム

附 則

本法ハ昭和六年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

一般會計ハ昭和六年度ニ限リ其ノ豫算ノ定ムル金額ヲ本會

計ニ繰入スルコトヲ得

法律第五十七號(昭和六年四月二日)

入營者職業保障法

第一條 何人ト雖モ被傭者ヲ求メ又ハ求職者ノ探否ヲ決ス

ル場合ニ於テ入營(應召ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ)ヲ

命ゼラレタル者又ハ入營ヲ命ゼラルコトアルベキ者ニ

對シ其ノ故ヲ以テ不利益ナル取扱ヲ爲スカラズ

第二條 履職者ハ入營ヲ命ゼラレタル被傭者ヲ解雇シタル

トキ又ハ被傭者ノ入營中履職期間ノ満了シタルトキハ其

ノ者ガ退營(入營ノ際行フ身體検査ノ結果歸郷ヲ命ゼラ

レタル場合ヲ含ム)シタル日ヨリ三月以内ニ更ニ之ヲ履

備スルコトヲ要ス但シ左ノ各號ニ掲グル事由ノ一一該當

第三條 本會計ニ於テハ保険料積立金ヨリ生ヌル收入、借入金及附屬雜收入ヲ以テ其ノ歲入トシ保険金、保険料ノ返還金、保險施設費、借入金ノ償還金及其ノ利子、一時借入金ノ利子、事業取扱費其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歲出トス

第四條 本會計ニ屬スル經費ヲ支辨スル爲必要アルトキハ政府ハ本會計ノ不擔ニ於テ借入ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ルコトヲ爲スコトノ得フル金額ハ純保險料ヲ以テ保險金及保險料ノ返還金ノ支辨スルニ不足ス全額ヲ限度トス

第五條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ餘裕アルトキハ之ノ大蔵省預金部ニ預入ルルコトヲ得

第六條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ不足アルトキハ本會計ノ負擔ニ於テ一時借入ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル一時借入金ハ當該年度内ニ之ヲ返還ス

ベシ

第七條 本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ保有シ又ハ大蔵省預金部ニ預入レ之ヲ運用スルコトヲ得

シタルニ因リ解雇シ又ハ現ニ左ノ各號ニ掲グル事由ノ一該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一、被傭者が入營ノ日ヨリ陸軍ニ在リテハ二年、海軍ニ在リテハ三年ヲ超ユル期間服務ヲ志願シ採用セラレタルトキ

二、被傭者が第二項ニ規定スル通知ヲ爲サズ又ハ履職者ヨリ同項ニ規定スル通知ニ於テ勞務ニ就クベト旨ヲ指定セラレタル日ヨリ二十日以内ニ勞務ニ就カサルトキ

三、被傭者が方病又ハ傷痍ニ因リ勞務ニ堪ヘザルトキ

四、被傭者が方病又ハ傷痍ニ因リタルトキ

五、被傭者が著シキ不良行爲アリタルトキ

六、履職ノ目的タル事業ノ廢止、終了又ハ著シキ整理縮少其ノ他之ニ準ズル事由アルトキ

履職者及被傭者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ニ規定スル履職ニ關シ必要な事項ヲ相互ニ通知スルコトヲ要ス

履職者ハ第一項各號ニ掲グル場合ヲ除ク外同項ノ規定

定ニ依リ履職シタル被傭者ヲ其ノ履職ノ日ヨリ三月以

内ニ於テ民法第六百二十七條又ハ第六百二十八條ノ規定ニ依リ解雇スルコトヲ得ズ

第二條 前條第一項ノ規定ニ依リ退營者ヲ履職スル場合ニ